

令和8(2026)年度 東京都立産業技術大学院大学産業技術研究科

AIIT単位バンク登録生(科目等履修生)出願要項

本学修了生の方又は令和7(2025)年度以降に本学のAIIT単位バンク登録生(以下「科目等履修生」という。)であった方が履修申請をする場合は、この要項とは手続が異なります。
詳細は、【本学修了生・継続履修生用】の要項をご覧ください。

1 科目等履修生概要

- (1) 科目等履修生として履修できる者は、履修しようとする授業科目(以下「科目」という。)を学修する能力があると認められた者に限ります。
- (2) 履修期間は令和8(2026)年度内とします。ただし、次年度も引き続き履修しようとする者は、新たな出願は不要とします。
- (3) 履修を申請できる科目は、別紙「令和8(2026)年度 AIIT単位バンク登録生(科目等履修生)時間割」に記載されている科目です。この中から**当該年度12単位以内**で履修を申請することができます。
- (4) 各科目には、科目等履修生の受講定員(若干名)を設けています。定員を超過した科目については、先着順で履修申込を受理しますので、申込みを行っても受講ができない場合があります。
- (5) 科目等履修生は許可された科目につき試験を受けることができます。試験及び出席状況に基づき科目修了の認定を得た者には、所定の申請を行うことにより、修得した単位の証明書を交付します。
- (6) 科目等履修生として修得した単位は、“AIIT単位バンク”に蓄積することができます。
→後述「9 AIIT単位バンク制度について」参照
- (7) 科目等履修生は許可された科目以外の授業には出席できません。
- (8) 科目等履修生は、学内において科目等履修生身分証明書を携帯してください。また、本学諸規則を遵守してください。

2 募集スケジュール

別紙「令和8(2026)年度 AIIT単位バンク登録生(科目等履修生)募集スケジュール」のとおり「5 出願資格の事前審査」から「8 履修手続」までの手続きについては、上記スケジュールで示す各クォータの締切を厳守してください。

なお、上記スケジュールは変更となる可能性がありますので、常に最新の情報をご確認ください。

※東京都立産業技術高等専門学校の専攻科に在学する学生は、一部手順が異なりますので、必ず「11 東京都立産業技術高等専門学校の専攻科に在学する学生の取扱い」をご確認ください。

3 募集人員

各募集科目若干名

※各科目、正規学生の学修の妨げとならない範囲で定員を設けています。特定の科目に履修申請が集中した場合は、履修できないことがあります。

なお、年度として履修者数が先着順で一定数に達した場合、募集を終了する場合があります。

※科目等履修生の募集を行わない科目もありますのでご了承ください。

4 出願資格

次のいずれかに該当する方は出願することができます。

- ① 日本の大学を卒業した者又は入学月の前月末日までに卒業見込みの者(※)
- ② 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者又は入学月の前月末日までに授与される見込みの者〔大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者又は入学月の前月末日までに授与される見込みの者〕
- ③ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者又は入学月の前月末日までに修了見込みの者
- ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者又は入学月の前月末日までに修了見込みの者

- ⑤ 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者又は入学月の前月末日までに修了見込みの者
- ⑥ 外国の大学その他の外国の学校において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者及び入学月の前月末日までに授与される見込みの者
- ⑦ 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者又は入学月の前月末日までに修了見込みの者
- ⑧ 文部科学大臣の指定した者〔(昭和28年文部省告示第5号)旧大学令による大学、各省庁組織令・設置法による大学校を卒業した者等〕
- ⑨ 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- ⑩ その他本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、入学月の前月末日までに22歳に達する者

※学校教育法第83条に定める大学を指す。

5 出願資格の事前審査

「4 出願資格」の③、④、⑤、⑥、⑨、⑩により出願しようとする方については事前に審査を行います。

事前審査に合格した者のみ、出願・履修申込みすることができます。

※令和8(2026)年度科目等履修生の募集において、すでに出願資格の事前審査を受け、出願許可を得られている場合は、同年度内に限り事前審査を省略することができますので、各クォータの事前審査期間内にメールにてその旨をお知らせください。

(1) 事前審査基準

次の①及び②の要件を満たす者を事前審査合格者とする。

- ① 下記の事前審査書類について定められた期限までに不備なく提出され、事前審査委員会の審議において十分な研究経歴、職務経歴、職務実績等を認められること。
- ② 「4 出願資格」の⑩により出願する者
下記最終学歴以降の研究期間(専門に関する実務経験年数)等の要件を満たすこと。

【最終学歴以降の研究期間(専門に関する実務経験年数)等の要件】

- ア 修業年限2年の短期大学卒業生:原則4年以上
- イ 修業年限3年の短期大学卒業生:原則2年以上
- ウ 高等専門学校卒業生:原則4年以上
- エ 修業年限が2年以上の専修学校の専門課程の卒業生:大学の修業年限(4年)から専門課程を置く専修学校の修業年限を控除し、2倍した期間以上
- オ 外国の大学の日本校、外国人学校、専修学校(専門課程を除く)、各種学校その他国内外の教育施設の卒業又は修了者:大学卒業までの最短修業年数(16年)から最終学校卒業又は修了までの最短修業年数を控除し、2倍した期間以上
- カ 上記アからオまでに掲げる学校の退学者または除籍者:大学卒業までの最短就業年数(16年)から当該退学または除籍された学校の退学時または除籍時までの修業年数を控除し、2倍した期間以上

※退学者もしくは除籍者の修業年数は、取得単位を基に計算しますので、成績証明書および卒業に必要な単位数を記載した書類を必ずご提出ください。

※顕著な実績又は特に優れた成果がある場合は、最終学歴以降の研究期間(専門に関する実務経験年数)が満たない場合でも、合格する可能性があります。

(2) 事前審査書類

① 「4 出願資格」③、④、⑤、⑥、⑨の者

- ・出願資格審査申請書(Webページに掲載の所定の様式)
- ・出身大学の卒業証明書又は卒業見込証明書(日本語又は英語訳添付)の写し
- ・出身大学の成績証明書(日本語又は英語訳添付)の写し
- ・証明書に記載の氏名と現在の氏名が異なる場合は、同一人物であることを証明する書類(旧姓の載った住民票の写し又は戸籍抄本)の写し
- ・研究期間(専門に関する実務経験年数)における研究経歴、職務経歴、職務実績等を詳細に示す書類。

※形式自由。職務経歴書は様式例を本要項末ページに添付しています。

※直属の上司の推薦書などがある場合は添付してください。

② 「4 出願資格」の⑩の方の内、日本の修士又は博士の学位を持たない者

- ・出願資格審査申請書(Webページに掲載の所定の様式)
- ・最終学歴の卒業証明書又は卒業見込証明書(日本語又は英語訳添付)の写し
- ・成績証明書(日本語又は英語訳添付)の写し
- ※過去に大学、大学院、短期大学、専門学校及び高等専門学校の単位を修得している場合のみ提出してください(退学または除籍を含む)。
- ・証明書に記載の氏名と現在の氏名が異なる場合は、同一人物であることを証明する書類(旧姓の載った住民票の写し又は戸籍抄本)の写し
- ・研究期間(専門に関する実務経験年数)における研究経歴、職務経歴、職務実績等を詳細に示す書類。(形式自由。職務経歴書は様式例を本要項末ページに添付しています。)
- ※直属の上司の推薦書などがある場合は添付してください。
- ・専攻の専門分野に関して資格を有する者については、それを証明する書類(独立行政法人情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験の合格証明書等、資格を有することを証明する書類の写しなど)

③ 「4 出願資格」の⑩の内、日本の修士又は博士の学位を持つ者

- ・②に記載の書類および修士又は博士の学位を証明できる書類(修了証明書等)

(3) 申請先

東京都立産業技術大学院大学 教育企画・入試係 科目等履修生担当 宛て

メールアドレス: aiit-kikaku@aiit.ac.jp

下記必要事項を記載の上、事前審査書類データを添付してメールを送付してください。

※郵送・電話・窓口での申請や修正は受け付けていません。各クォータの事前審査申請期限終了後に、メールにて受領連絡をいたします。

メール件名:【出願資格事前審査希望】令和8(2026)年度科目等履修生

本文:

令和8(2026)年度科目等履修生出願資格事前審査を申請します。

- ・申請者氏名 ○○ ○○
- ・メールアドレス(審査結果連絡先) ○○○○@○○.○○
- ・電話番号
- ・出願しようとする出願資格 ※③、④、⑤、⑥、⑨、⑩のいずれかを選択して記載
- ・添付書類 メール本文に添付した書類の一覧を必ず記載

(4) 注意事項

- ・メール件名・本文は必ず(3)の記載事項に則ってください。
- ・証明書類等の写しは、写真など不鮮明なものは不可です。鮮明なPDFデータにてご提出ください。また、原本の提出を求める場合がありますので、必ず原本が手元にある証明書の写しをご提出ください。

- ・iOS等特定のメールクライアントでGmailのメールを送受信した際、受信側で本文が表示されない事象が発生しています。上記件名を明記いただいていない場合、事前審査の対象メールとして確認することができず、受理されない恐れがあります。iOSのメールアプリでGmail等のアカウントをご使用の方は、可能な限りブラウザ版等でメールを作成し、送信いただくようお願いいたします。
- ・出願資格を満たさない場合は、履修申込みできませんので注意してください。

6 履修申込み

(1) 申込先

Webページ(https://aiit.ac.jp/admission/credited_student/)掲載のフォームに所定の項目を入力してください。郵送・電話・メール・窓口での申請や修正は受け付けていません。

(2) 履修申込結果の通知

各科目の募集定員について、先着順で履修申込みを受け入れます。定員を超過した場合には、履修できません。各クォータの申込結果通知日に、メールにて全員に結果をご連絡します。

(3) 注意事項

- ・申込期間を過ぎてからの科目の追加・削除・変更はできませんので、申請の際に十分に検討してください。各科目の詳細内容については、シラバス・時間割を参照してください。シラバスは、本学Webサイトで閲覧できます。
- ・履修申込みが認められた科目のうち、一部のみに受講することは認められません。また、履修申込受理後に履修を取りやめることはできませんので、よく考えた上でお申し込みください。
- ・同一人物がフォームに複数申込みした場合は、申込期間中最後の申請のみを正式なものとして扱います。出願資格を満たさない場合は、申込みは無効となりますので注意してください。
- ・フォームに回答後、回答のコピーがメールで自動的に送られます。申込結果の通知は、定員にかかわらず、申込期間終了後にメールにてお送りします。
- ・同一クォータの同一曜日、同一時限に2科目以上の授業科目を履修申請することは、受講形態に関わらず、重複履修とされ、履修が認められません。
(例)「A特論」(1クォータ・月曜6限・水曜7限)と「B特論」(1クォータ・水曜7限・金曜6限)は同時受講できません。1科目のみを選択してください。

7 受講資格審査

履修申込みの結果、受理された志願者は、受講資格審査のため、次の書類を提出してください。

(1) 受講資格審査方法

書類審査により選考します。

(2) 出願書類

- ① 最終学歴の卒業(見込)証明書又は大学改革支援・学位授与機構が発行する学士の学位授与証明書の写し
 - ※ただし、修士又は博士の学位を持つ者は、修了証明書も必要です。
 - ※卒業見込証明書を提出した場合は、追って卒業証明書も提出してください。
- ② ①の書類に記載の氏名が現在の氏名と一致しない場合、証明書と当該申請者が同一人物であることを証明できるもの(戸籍謄本等)の写し
- ③ 入学考査料9,800円の振込証明書(A票)
 - ※振込証明書(A票)については、本学から送付する入学考査料振込依頼書を使用し、金融機関の窓口で納付した後にご提出ください。振込手数料はご負担いただきます。ただし、みずほ銀行本支店からの振込の場合、振込手数料は不要です。この振込依頼書を使用する場合には、ATM(現金自動預け払い機)等機械処理での振込及びゆうちょ銀行での振込はできませんので注意してください。
- ④ (外国籍の方のみ)住民票の写し(コピー可)
 - ※住所が定まっていない方は、パスポートの写しを提出してください。

(3) 申請方法

本学が指示するWebフォームにアップロードしていただきます。
詳細は、履修申込結果通知時にお知らせします。

(4) 受講資格審査結果の通知

各クォータの受講資格審査結果通知日に、メールにて結果をご連絡します。
※合否について窓口・電話・郵便等での個別のお問い合わせにはお答えできません。
※合格者へは、受講手続案内を送付します。

(5) 注意事項

- ・受理した書類及び納付された入学考査料は原則返還しません。
- ・出願書類に不備がある場合は、期間内に修正がなければ不受理となります。また、出願期間を過ぎた出願書類は受理しません。
- ・「4 出願資格」の③、④、⑤、⑥、⑨、⑩により出願しようとする方は、「5 出願資格の事前審査」により出願許可が出ていなければ、履修申込み・出願できません。
- ・成績・卒業証明書の写しは、写真など不鮮明なものは不可です。鮮明なPDFデータにてご提出ください。また、原本の提出を求める場合がありますので、必ず原本が手元にある証明書の写しをご提出ください。

8 履修手続

手続期間内に受講料を納付し、郵送にて履修手続書類を提出してください。

(1) 提出書類

- ①単位バンク登録生原簿兼誓約書
- ②受講料の振込証明書(A票)

※振込証明書(A票)については、本学から送付する受講料振込依頼書を使用し、金融機関の窓口で納付した後にご提出ください。振込手数料はご負担いただきます。ただし、みずほ銀行本支店からの振込の場合、振込手数料は不要です。この振込依頼書を使用する場合には、ATM(現金自動預け払い機)等機械処理での振込及びゆうちょ銀行での振込はできませんので注意してください。

※受講料1単位につき14,400円(1科目2単位が基本です。金額に誤りのないようお願いします。)

(2) 提出先

〒140-0011
東京都品川区東大井1-10-40
東京都立産業技術大学院大学 教育企画・入試係 科目等履修生担当 宛て

(3) 注意事項

- ・手続期間内に履修手続及び受講料の納付を行わない場合は、履修を辞退したものと取り扱います。また、一度納付された受講料は返還いたしません。
- ・受講料の納付漏れがあった場合、次回以降科目等履修生の申込みを受け付けない場合があります。
- ・大学の都合により科目が非開講となった場合は受講料を返金します。
- ・履修開始後は、授業に出席し、課題の提出等に適切に取り組んでください。

9 AIIT単位バンク制度について

本学の科目等履修生は、全てAIIT単位バンク登録生として登録されます。
AIIT単位バンクとは、科目等履修生として修得した単位を蓄積し、正規学生として入学した際に活用する制度です。

AIIT単位バンクに蓄積した単位は、本学に正規学生として入学すると、正規学生の単位として認定を

受けることができます。※1 ※2

また、正規学生として入学した際には、科目等履修生として支払った授業料に相当する額を、正規入学後の授業料から減免することができます。※3

※1 AIIT単位バンクに蓄積した単位の有効期間は5年間です。単位修得後5年以内に受験して正規入学した場合、正規学生の単位として認定されます。

※2 AIIT単位バンク登録生(科目等履修生)向け入試

単位バンクで4科目(8単位)以上を評点4以上で取得している方は、面接・口頭試問のみのAIIT単位バンク登録生(科目等履修生)向け入試に出願をすることができます。

※3 正規入学後に授業料減免申請手続きをすることにより、(正規学生の単位として認定を受けた単位数)×(科目等履修生1単位あたり授業料)を正規入学初年度の授業料から減免することができます。なお、授業料の改定があった場合は、改定後の授業料が適用されます。

10 修業年限通算(早期修了)制度について

修業年限通算制度とは、一定の条件を満たしたAIIT単位バンク登録生(科目等履修生)が正規学生として入学した場合に、AIIT単位バンク登録生(科目等履修生)時に修得した単位及び学修した時間を、正規学生の修業年限に換算して通算することにより、入学後1年又は1年半での修了を可能とする制度です。

[対象者]

以下の条件を全て満たす者とします。

(1) 本学に正規の学生として入学したときに、既修得として認定された単位数が以下の者

| 入学時期 | 既修得単位認定数 |
|-----------|----------|
| 4月に入学する者 | 28単位以上 |
| 10月に入学する者 | 18単位以上 |

(2) (1)で認定された各単位について、成績優秀であり、かつ、本学の正規学生と同程度体系的に修得していると判断される者

[通算が認められる期間]

以下のとおりとします。

| 入学時期 | 通算できる期間 |
|-----------|---------|
| 4月に入学する者 | 1年 |
| 10月に入学する者 | 6月 |

[通算後の学年]

4月に入学する者については2年次第1クォータ、10月に入学する者については1年次第3クォータに在籍する者として扱います。

[制度の適用]

本人からの申請を受けて、本学で審査の上、適用可否を決定します。また、本学教員との事前面談が必要となります。

[制度適用までの流れ]

(1) 仮申請

入学日の1か月前までに東京都立産業技術大学院大学 修業年限通算制度担当 (Mail: info@aiit.ac.jp) に、制度適用希望の旨をご連絡ください。

(2) 面談候補日の決定

後日、修業年限通算制度担当より、教員との面談日程の候補をご連絡します。

(3) 面談の実施

単位の修得状況等を確認の上、通算制度の適用を行う上での履修のアドバイスや、意見交換等を行います。

(4) 本申請(入学時)

(5) 審査の上、適用可否を決定

[授業料]

本制度の適用を許可された場合の授業料は、実際の在学期間分となります。そのため、4月に入学する場合は1年分の授業料、10月に入学する場合は1年半分の授業料となります。ただし、1年間又は1年半で修了できなかった場合には、その在学期間に応じた授業料が別途発生します。

[既修得単位認定による授業料減免について]

本制度の適用が許可された場合、AIIT単位バンク制度利用の既修得単位認定による授業料減免はされません。

[専門実践教育訓練給付金について]

厚生労働省が運営する雇用保険の給付制度の一つである専門実践教育訓練給付金については、適用外となります。

11 東京都立産業技術高等専門学校の専攻科に在学する学生の取扱い

東京都立産業技術高等専門学校の専攻科に在学する学生(以下「産技高専専攻科生」という。)は、特別科目等履修生として一部の科目を履修し、単位を修得することができます。

※履修を申請できる科目に限りがあります。別紙「令和8(2026)年度 AIIT単位バンク登録生(科目等履修生)時間割」をご確認ください。

産技高専専攻科生は、本学との協定に基づき、以下の優遇措置が受けられます。

(1)出願資格の事前審査の省略

産技高専専攻科生は、出願資格の事前審査が不要です。

出願に当たっては、「6 履修申込み」以降の手続きを行ってください。

なお、「7 受講資格審査」では、最終学歴の卒業証明書の代わりに産技高専専攻科の在学証明書を提出してください。

(2)入学検査料・受講料の不徴収

産技高専専攻科生は、入学検査料・受講料の支払いが不要です。

「7 受講資格審査」及び「8 履修手続」に当たっては、入学検査料及び受講料の支払いを行わないようご注意ください。

12 お問い合わせ先

東京都立産業技術大学院大学 管理部管理課 教育企画・入試係

〒140-0011 東京都品川区東大井1-10-40

メールアドレス: aiit-kikaku@aiit.ac.jp

職務経歴書(例)

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在
氏名:〇〇 〇〇

■ 職務経歴

〇年〇月 〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社入社
〇〇〇〇部に配属

〇年〇月 〇〇〇〇部に所属
現在に至る

■ 業務内容

〇〇株式会社

| 期間 | 内容 | 役割 |
|----|----|----|
| | | |
| | | |
| | | |

■ 取得資格等

〇年〇月 〇〇〇〇スペシャリスト
〇年〇月 〇〇〇〇技術者

■ 得意分野／スキル

- 〇〇〇の設計
- 〇〇〇業務知識
- 〇〇〇〇〇